

化学実験室 A の設備・装置撤去作業

仕 様 書

1. 件 名

化学実験室 A の設備・装置撤去作業

2. 目的及び概要

本仕様書は、日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構という。）大洗原子力工学研究所高速実験炉部高速炉技術課が所掌するナトリウム分析室の化学実験室 A の整備（実験室中央実験台、ドラフトチャンバの撤去）及び補修（劣化・破損が著しく、つまずき・転倒による作業員の怪我が懸念される P タイル床の補修）を実施するために当該業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

本作業は、設置後40年以上を経過している設備の撤去及び実験室整備であるため、受注者は対象設備の構造(材質・電気配線・給排水管等)を十分理解した上で、受注者の責任と負担において作業計画を立案し、本作業を実施するものとする。

3. 作業実施場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

高速実験炉部 高速炉技術課 ナトリウム分析室 化学実験室 A（一般区域）

4. 納 期

令和 9 年 2 月 2 6 日

5. 作業内容

5. 1 解体撤去対象設備

(1) ドラフトチャンバ (1,800mmW×800mmD×2,400mmH) : 2 台

① 本体/鋼板+木製、作業床/鉛、窓/ガラス

(2) 中央実験台（流し台：2 台含む）

(3) 床面（P タイル）及び巾木

5. 2 作業項目及び内容

(1) 実験室中央実験台（流し台含む）の撤去

① 中央実験台を撤去する。

② 実験台両側の流し台を撤去する。

③ 給水管、排水管を床面で切断し閉止処理を行う。なお、給水配管切断時は当該系統の上流側バルブを「閉」として実施する。

④ 電気配線を撤去する。実験室分電盤のNFB及び実験台コンセント受電部から配線を外し、電線管から配線を引き抜く。但し、引抜き不可の場合は端末処理を行う。

(2) ドラフトチャンバ（2 台）の撤去

① ドラフトチャンバ上部に接続されている塩ビ製排気管を切断、又はフランジ部より取外し閉止処理を行う。

- ② ドラフトチャンバ作業床を撤去する。ドラフトチャンバ内作業床に施工されている鉛板を取外し、約200mm角以下の大きさに裁断する。裁断した鉛板は、原子力機構が準備する容器等に収納する。
- ③ ドラフトチャンバからガラス窓を取外し、ガラスと金属枠を分割する。ガラスは粉碎後、原子力機構が準備する容器等に収納する。
- ④ ドラフトチャンバ本体を解体、分別する。金属部、木材部及び蛍光灯などの電気製品に分別解体する。金属以外のものは原子力機構が準備する容器等に収納する。
- ⑤ 電気配線及び電線管を撤去する。実験室分電盤のNFB及びドラフトチャンバ受電部から配線を外し、電線管から配線を引き抜く。但し、引抜き不可の場合は端末処理を行う。電線管は、地中埋設等で撤去できない場合は、壁又は床面で切断し閉止処理を行う。
- ⑥ ガス管を撤去する。ガスは現状使用しておらず、ガスボンベ個側の配管は撤去済みであるため、ドラフトチャンバ近傍の壁又は床面で切断し閉止処理を行う。
- ⑦ 給排水管を撤去する。ドラフトチャンバ近傍の壁又は床面で切断し閉止処理を行う。なお、給水配管切断時は当該系統の上流側バルブを「閉」として実施する。

(3) 金属廃棄物の搬出

- ① ドラフトチャンバ解体及び配管撤去等で発生した金属廃棄物は、原子力機構が指定するスクラップ置場へ運搬し廃棄する。

(4) 既存床下地補修 (59m²)

- ① 既存 P タイルを剥がし、下地モルタルを補修する。

(5) ソフト巾木を撤去する。(31m 長)

(6) 新設床材貼り (59m²) 及びソフト巾木貼りをを行う。

※ 床材は、東リ・フロアリュームプレーン (1820mm 幅×2mm 厚) 相当品とし、色彩は別途打合せの上、決定する。

なお、床材貼りに必要な溶接棒、専用糊を準備すること。

(7) 廃材処分

- ① 作業で発生した金属以外の廃材は、受注者が責任をもって処分する。

6. 試験・検査

(1) 外観検査

作業が終了した時点で、張り替えた床の外観に有害な傷、へこみが無いこと。また、下地モルタルとの間に有害な空洞がないことを目視にて確認する。

7. 業務に必要な資格等

- (1) 原子力機構 大洗原子力工学研究所 現場責任者認定 1 名以上

8. 支給物品及び貸与品

(1) 支給品

- 1) 現地作業用電力及び水：補修作業に必要な量

(2) 貸与品

無し

9. 提出図書

(1) 作業安全組織・責任者届	作業開始前 2 週間まで	1 部
(2) 作業員名簿	作業開始前 2 週間まで	1 部
(3) 作業工程表*	作業開始前 2 週間まで	1 部
(4) 作業要領書*	作業開始前 2 週間まで	1 部
(5) 一般安全チェックリスト	作業開始前 2 週間まで	1 部
(6) 簡易リスクアセスメントシート	作業開始前 2 週間まで	1 部
(7) 作業日報	作業実施日	1 部
(8) 作業報告書*	作業終了後速やかに	1 部
(9) その他必要な書類	その都度	必要部数

※ 原子力機構の確認を得ること。なお、検査内容及び結果をそれぞれ作業要領書、作業報告書へ記載すること。

(提出場所)

原子力機構 大洗原子力工学研究所 高速実験炉部 高速炉技術課

10. 検収条件

- (1) 第 6 項の試験・検査の合格、第 9 項の提出図書の完納をもって検収とする。

11. 適用法規・規程等

- (1) 大洗原子力工学研究所 安全衛生管理規則
(2) 大洗原子力工学研究所 電気工作物保安規則

12. 特記事項

- (1) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表若しくは公開し、又は特定の第三者に対価を受け、若しくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

13. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

14. その他（安全管理等）

- (1) 受注者は、現場作業の安全を確保するため「安全管理仕様書」「作業の安全管理要領」及び下記項目を厳守すること。また、現場責任者等教育終了者のうちから現場責任者を選定し、原子力機構が作成する「一般作業手順書」に従って作業すること。また、装置及び作業の危険要因を評価するためリスクアセスメントを実施すること。
- (2) 受注者は、環境への負荷低減の観点から、廃棄物発生抑制及び物品運搬用資材の再利用に努めるとともに、使用した資材は受注者にて処理すること。
- (3) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上その決定に従うものとする。作業において問題点又は不具合点が発見された場合は、速やかに原子力機構に連絡し、対応を協議すること。

以上